

第5回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時：平成27年8月24日（月） 18:00～19:10

◆場 所：登別市役所第2委員会室

◆出席委員

氏名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 芳恵	登別市障害者地域自立支援協議会	登別市総合相談支援センターenセンター長	委員長
山田 隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
高橋 邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
伊藤 千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元 秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
高橋 照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	
須田 暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場 由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

◆欠席委員

氏名	推薦団体等	所属・役職	備考
今 順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	

◆事務局

氏名	職名
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査
坂上 竜也	登別市保健福祉部障害福祉グループ担当員

○開会

○協議事項

【委員長】

- ・協議事項1、条例素案について、第4回の検討委員会の結果を踏まえて事務局で素案をつくったと思うが、それらがしっかりと反映されているかなど確認していきたいと思う。事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・条例素案の1ページ目をご覧ください。前文について、前回の見え消し版のところから消した部分を削除し、ご意見のあった上から3行目、手話は、手指や体の動き、表

情を使って意思を伝え合うもので、音声の聞き取りが困難な人の言葉として大切に育まれてきました。」という部分がある。

- ・前回の検討委員会の中では、ここで言葉の発声ができない人もいるので、「など」を入れたほうが良いというご意見があったが、ここはあくまでも手話の歴史的な部分としての表現なので、「など」は入れていない。あくまでも手話が育まれてきたということで、それだけの表現にとどめている。
- ・あとは、解説でもう少し詳しくということだったので、「耳が聞こえない、聞こえづらい人が意思を伝え合う手段、言葉として大切に育まれてきました。」ということ。
- ・それから、「近年、この手話が、音声の聞き取りや発声に障がいのない人が意識せずに使用している音声言語と同様の言語として法律等で位置付けられました。」ということで、「発声に障がいのない」を解説に入れ込んだ。言葉を発せない人もという意味合いで入れている。
- ・続けて「このようなことから、手話を言語として認め、手話の使いやすい環境をつくり、手話を必要とする人も、安心して暮らすことができるぬくもりある登別市を目指すため、条例を制定することを宣言しています。」という解説にしている。
- ・次に第1条、ここは前回指摘のあった部分というのは特になかったので、そのまま修正している。解説のほうも第1条に合わせて若干修正している。
- ・前回示した中では、解説の最後に「寄与することを規定しています。」ということで、第1条の本文とは合っていなかったので、合わせるような形で、「手話を必要とする市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指すことと規定しています。」と解説を直している。
- ・次に第2条、2ページ目をご覧いただきたい。ここは条文自体は特に変えていない。解説のところで「音声の聞き取りができる人などが意識せずに使用している音声言語と、同様の言語であることへの理解について規定しています。」ともう少し詳しく入れている。
- ・次に第3条の基本理念について、ここは前回示したところから、「手話を必要とする市民」と「音声言語を使用する市民」と二つ入れていたが、ここを「手話を必要とする市民」と「音声言語を使用する市民」という言葉を省いて、「手話の普及は、市民の個性と人格を尊重することを基本として行わなければならない。」としている。
- ・解説で「手話の普及は、市民（手話を必要とする市民と音声言語を使用する市民）の個性や人格を尊重することを基本として行うことを規定しています。」と説明している。
- ・ここで言う市民というのは、手話を必要とする市民と音声言語を使用する市民全てが入っているという意味合いになる。
- ・続いて第4条、ここは前回の見え消し版から直している部分はない。解説の部分で前回示したところでは、「市の責務として手話への理解と普及を進め、手話を使いやすい環境を構築」としていたが、本文と同じように「手話を使いやすい環境をつくる」に直している。
- ・続いて第5条、市民の役割については、本文は変えていない。解説の中で「市民（手話を必要とする市民等を含む）」と入れて、市民にはろう者も全て含むということで表現している。

- ・続いて第6条、ここは前回示したものと変更はない。同じく第7条、第8条についても前回から変更している点はない。

【委員長】

- ・委員の皆さん、ご意見などはあるか。

【事務局】

- ・欠席との連絡を受けている委員からは、電話で連絡を受けた際、「わかりやすくいいのではないか」という話だった。

【委員】

- ・前文の中の泉源豊富という言葉の意味は、登別温泉のことか。

【事務局】

- ・そのとおり。

【委員】

- ・一般的に言葉でわかるのか。

【事務局】

- ・1回目の検討委員会の中で前文の説明をしたが、その中で例として、登別市のまちづくり基本条例と、福祉のまちづくり条例を示している。
- ・そのまちづくり基本条例の前文でも同じ表現を使っていて、その条例をつくる際にも、このような検討委員会を開いている。
- ・その中でも「泉源」という表現と「源泉」という表現のどちらが正しいのかという議論が結構されていた。
- ・その中で登別温泉の特徴として、今9つの泉源、温泉の種類があると。それが登別温泉の特徴でもあるので、ここで言っているのは登別温泉のことになる。

【委員】

- ・わかりました。

【事務局】

- ・ある程度、皆さんの意見は反映できているかと思うが、もっと強調したほうがいいようなところはあるか。
- ・毎回、皆さんに郵便で案を送っているのに合わせて、北海道ろうあ連盟にも送っている。その中では特に指摘というのは今のところない。逆に、登別らしさが出ているのではないかという話があった。
- ・9月3日に、北海道ろうあ連盟が伊達に行く前こちらに立ち寄り、事務局と話をする予

定になっている。

【委員】

- ・大体いいと思う。

【委員】

- ・ほとんど問題ないと思う。

【事務局】

- ・それでは、この条例の素案を今皆さんでもんでもらってでき上がったので、これを条例として表見的に問題ないかについて、条例を担当する部署に一度出してみ、そこで指摘があればまたその内容を次回皆さんにお示しする。
- ・基本的に直すとしても、意味が変わらないような直しにとどめて、それをもって広く市民の皆さんに意見をもらうパブリックコメントに向けて動こうと思う。
- ・皆さんにもう一つ考えていただきたいのが、条例の名称である。今は仮称ということで登別市手話言語条例としている。この正式な名称についても議論したいと思う。
- ・例えば、石狩市で言うと、石狩市手話に関する基本条例。新得町と鹿追町は、手話に関する基本条例。名寄市は、名寄市みんなを結ぶ手話条例という名称になっている。
- ・特に情報を持ってきているわけではないが、例えばぬくもりあるという部分を使ったりもしているので、一例としては「ぬくもりある手話基本条例」だとかいろいろあると思うので、皆さんで考えていただきたい。
- ・現在いろいろなまちで名称がそれぞれあると思うので、今この場で意見を出していただきたいというよりは、いろいろ考えていただければと思う。
- ・正式名称を考えたうえで、パブリックコメント、市民に広く意見を求めるときには、できれば正式な名称があるといいが、それまでに決まらなければ12月いっぱいまででもぎりぎり大丈夫かと思う。
- ・議会のほうに議案として提出する前であれば大丈夫だが、意見公募する際に決まっているのが本来が一番いい。
- ・それと、条例の素案がある程度もう決まったので、第6条で施策の推進方針というのが条文としてあります。この条例の中で、こういうことをやっていくということで、第3項の(1)、(2)、(3)とある。
- ・(1)として手話の普及啓発及び理解の促進に関する事項。
- ・(2)として手話による情報取得に関する事項、
- ・(3)として手話による意思疎通支援に関する事項を推進方針として定めるとしている。
- ・皆さんでこれを策定するときは、「あらかじめ手話を必要とする市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」としているが、たたき台的なものを皆さんからいただければと考えている。
- ・ここの部分というのは、皆さん方の強い思いがあると思う。こういうのをやるべきだという。これも次回までに皆さん方でそれぞれ意見を出していただければと思う。

- ・今後の予定にも少し影響してくるが、次回、一応9月14日と今までよりも期間があくので、その前の9月10日くらいまでに皆さんの案をファクスなりでいただけると助かる。条例の名称も含めて。
- ・そこまでにこの条例素案について、条例を専門的に見る部署に意見をもらったものを提示できるようにするので、今までは月2回程度ということでお話ししてきているが、次回の9月14日である程度固まったものが条例としてはでき上がる。
- ・今後は、月2回ではなくても素案がその時点で完成すると、一旦検討委員会を休みたいと考えている。
- ・その後、意見公募をした結果が出てくるので、それに対する考え方を事務局のほうで考えるが、それを皆さんにも示したい。
- ・多分11月に1カ月かけて意見をもらうので、12月に再度お集まりいただくような感じになるのかと思う。
- ・このため、10月と11月は検討委員会をお休みすると思う。ただ、9月14日の検討委員会の中では、いろいろ議論する内容があれば休まないで1回程度開くのは可能である。条例だけを考えると、一旦お休みになると思う。

【委員】

- ・(3)の部分だけについて9月10日までにファクスするのか。

【事務局】

- ・(1)から(3)までだが、それぞれにとらわれず、手話を普及させて使いやすい環境をつくるために必要なものということよい。
- ・例えば、手話通訳者の派遣制度であったり、室蘭市でやっているような登録の制度であったり、そういったことがあると思う。
- ・皆さんからいただきたいのは、(1)から(3)までであるが、ここにこだわらずにこういった条例をつくって、こういったことを市でも取り組んでほしいというような意見でかまわない。

【委員】

- ・わかりました。

【委員長】

- ・続いて協議事項2、その他について、事務局から説明願いたい。

【事務局】

- ・先ほど条例の名称と、条例ができてこんなことをやってほしいというものを9月10日までにいただきたいと思う。
- ・それから次回の日程は、9月14日、月曜日の午後6時から第2委員会室で行う。
- ・9月3日に北海道ろうあ連盟とお話しする機会があるので、そのときに何か指摘があっ

てこうしたほうが良いという意見をいただいた場合には、文書でお知らせする。

- ・もし、特になければ、報告は14日の検討委員会の場でお話しする。

【委員】

- ・検討委員会の案内は今まで郵送されてきたが、次に関しては先ほどの副理事長の指摘がなければならないのか。

【事務局】

- ・案内は郵送する。それと、条例の担当部署にこれを見せて直しがあつた場合だとか、そういう部分も含めて次の検討委員会の開催前までに、現段階の完成版という形で郵送する。

【委員長】

- ・ほかにないようなので本日の議事を終了する。

【事務局】

- ・これをもって、第5回の検討委員会を終了する。